

川崎地域調達情報

令和7年9月2日公表 調達番号:川25040号

件名:メンテナンスボックス等の購入【概算総価】(宮前警察署)

見積書提出期限:令和7年9月11日(正午) 見積書提出場所:調達課 調達グループ

項番	品 名	メーカー	型番・規格	同等品 の可否	数量	単位	納入期限	納入場所
1	別紙1のとおり						令和7年10月1日 ～ 令和8年3月31日	宮前警察署 1階会計課 (川崎市宮前区宮前平2-19-11)

特記事項

- 1

契約は予定数量による単価契約を締結するものであり、数量については増減の可能性があります。
- 2

見積金額は、それぞれの品目の消費税抜きの単価に、それぞれの予定数量を乗じた金額の合計金額(概算総価)とする。
- 3

見積書金額は、単価、総価ともに小数点以下4位まで記載できるものとする。
- 4

見積書の余白部分に見積金額の100分の110に相当する金額を記載すること(1円未満の端数が生じた場合は、小数点第5位以下を切り捨て。)
- 5

発注の都度、指定する期日までに納入してください。また、発注は月1回程度とします。
- 6

代金の請求は1ヶ月分取りまとめ、翌月発注者あてに請求書を提出してください(請求額に1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨て)。
- 7

その他詳細は別紙2のとおりとします。

同等品の確認の連絡先

所属	宮前警察署
担当者	高橋
電話 FAX	044-853-0110 内線231

項番	品 名	メーカー	型番・規格	同等品 の可否	数量	単位
1	メンテナンスボックス	エプソン	EPMB1	否	8	箱
2	インクボトル	エプソン	TAK-PB-L	否	30	本
3	インクボトル	エプソン	TAK-C-L	否	3	本
4	インクボトル	エプソン	TAK-M-L	否	24	本
5	インクボトル	エプソン	TAK-Y-L	否	24	本
6	インクカートリッジ	エプソン	IB09CL4B	否	3	箱
7	インクカートリッジ	エプソン	IB09KB	否	6	本
8	インクカートリッジ	エプソン	IB09CB	否	6	本
9	インクカートリッジ	エプソン	IB09MB	否	6	本
10	インクカートリッジ	エプソン	IB09YB	否	6	本
11	USBメモリー 16GB	不問	不問	-	375	個
12	USBメモリー 32GB	不問	不問	-	3	個
13	SDHCカード 16GB	不問	不問	-	24	個
14	DVD-R	Verbatim	DHR47JP10D1B 10枚	可	3	個
15	CD-R	Verbatim	SR80FP10D1B 10枚	可	3	個
16	写真用紙	エプソン	KL400PSKR	否	50	冊

仕 様 書

1 件名

メンテナンスボックス等の購入(概算総価)

2 契約期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

3 品目、規格及び予定購入数量

別紙1のとおり

予定数量は、過去の実績等から算出したもので実際の購入数量とは異なる場合があります。

4 納入場所

川崎市宮前区宮前平2-19-11 宮前警察署 1階 会計課

5 見積方法

見積金額は、品目ごとの消費税抜きの単価に、それぞれの予定数量を乗じて得た金額の合計金額とする。単価は小数点第4位まで記載できる。

6 発注及び納品方法

- (1) 書面又はファクシミリで発注(月1回程度)し、発注日の翌日から起算して14日以内に納品すること。

また、納品は平日の午前8時30分から午後5時までに行うこと。

- (2) 納入品に不適格品があったときは、直ちに代替品を再納品すること。
- (3) 契約品目が製造中止などの理由で納品できない場合は、事前に書面をもって同等品の申請をし、承認を得たうえで、納品すること。

7 納品書記載事項

納入の際には納品書を提出するものとし、以下の事項を記載すること。

- (1) 納入者の所在地及び名称
- (2) 宛名(宮前警察署長)
- (3) 納入年月日
- (4) 納入場所
- (5) 納入する品目、規格、数量、単価、金額

8 代金の請求

支払いは1ヶ月分を取りまとめ、翌月に発注者あて請求書を提出することにより行う。請求金額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。

9 特記事項

- (1) 契約条件の同意

ア 業者調査への協力

イ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)に基づく契約解除等契約条件の詳細は神奈川県ホームページ(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/cnt/fl00447/>)を参照してください。

- (2) 自動車を使用して配送する場合は、低公害車(神奈川県庁内グリーン配送実施指針2(4)に規定する「低公害車」をいう。)の使用及びエコドライブ(同指針2(5)に規定する「エコドライブ」をいう。)を実施すること。